

総会（第3回）議事録

1 開催日時 令和8年6月26日（金）15時00分～15時45分（議案審議）

2 開催場所 市役所第8会議室

3 出席委員（35名）

○農業委員（19名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳	2番 城山 正巳	3番 原口かよ子	4番 山口 明美
5番 田川 康浩	6番 渡邊 重徳	7番 一瀬 晃	8番 福田 文夫
9番 川副 博司	10番 朝長 洋市	11番 田添 利弘	12番 開田 陽子
13番 渡邊 和秋	14番 富岡 勝真	16番 山田 武人	17番 岩崎 義秀
18番 児玉 賢治	19番 梶原 茂		

○農地利用最適化推進委員（16名）

1番 岩崎 照美	2番 松尾 慎二	4番 小川 國治	5番 笠寺 幸雄
7番 林 敏弘	8番 藤本 雅彦	9番 山浦 弘之	10番 山上 傳
11番 井本 忠之	12番 井川 春彦	14番 瀬戸口裕子	15番 森 良広
16番 野田 善則	17番 山本 治義	18番 小川 良一	19番 山口 周次

4 欠席委員（3名）

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（3名）

3番 小野 重幸 6番 富浦 春男 13番 久保 和幸

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件

第3号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件

第4号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件

報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件

6 事務局 局長 前田 哲弘

係長 中村 哲也、一瀬 芙美香

職員 梶原 良太、高柳 佳祐、後田 菜那

1 開会

○事務局

ただいまから「令和8年度第3回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

○会長

＜会長挨拶＞

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日の欠席委員は、3番小野重幸推進委員及び6番富浦春男推進委員から欠席の届けがあります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、9番川副博司農業委員、10番朝長洋市農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、鬼橋町の農地、地目田、面積1,356㎡です。契約者は、記載のとおりです。

2番松原、松原3丁目の農地、地目田、合計面積4,097㎡です。契約者は、記載のとおりです。本件は、6ページの促進計画13番と関連があります。

以上です。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。

＜質疑なし＞

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番萱瀬、宮代町の農地、地目畑、面積3,367㎡。申請者は、記載のとおりです。
本件は、新規就農のため、農地を売買によって取得するものです。
場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

○議長

それでは、1 番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

今、事務局がおっしゃられたとおりでございます。

新規就農者と言われましたけど、近くに農家の知り合いの方がいらっしゃいますので、農業をしていく上で、何ら心配はないんじゃないかと思っております。

何年も、この場所は農地として活用はされてなかったんですけど。農地として活用されるという事は、大いに良い事じゃないかと思っております。

皆様方のご審議を、よろしくお願いします。

○議長

1 番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

それでは、お諮りします。

1 番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番萱瀬は許可することとします。

次に、2 番福重を議題とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番福重、寿古町の農地、地目田及び畑、合計面積12,941㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、賃貸人が代表する一般法人へ、解除条件付により賃貸借権を設定するものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農用地内8筆と農振内農用地外4筆の農地です。

○議長

それでは、2 番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

ここは農振地域でもありまして。

賃貸人が、田をたくさん買って、米を去年位から作っておられます。生産者として、立派に作っておられると思いますので、何ら問題はないと見て参りました。

ご審議、よろしくお願いします。

○議長

2番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

会社として取得されるんですよね。個人として取得ではなく。

○事務局

その賃貸人が代表する一般法人に、条件付きで賃貸ということに。

○委員

一般法人ですか。

○事務局

はい。一般法人ですので、代表の方の土地を、自分が経営する一般法人に解除条件付きで貸されるという案件です。

この後、これが承認いただければ、法人の認定農業者として申請をされる予定となっております。

○議長

皆様から、何か他にご意見、ご質問ありませんか。

それでは、お諮りします。

2番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番福重は許可することとします。

次に、3ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村は、6月24日付で申請人から農地転用申請の取り下げの申出がありましたので、2番竹松から説明させていただきます。

2番竹松、富の原2丁目の農地、地目畑、面積966㎡。申請者は、記載のとおりです。

譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地4区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.47m、土留め工事を行うとしています。雨水排水は、南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

20日に、農業委員・推進委員で現地確認して参りました。

これは、もう周りに農地はありません。隣接する農地もなく、利用状況調査の時も、ちょっと荒廃地みたいな状況になっていたような所です。

特に問題はないかと、見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

2番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番竹松は、許可相当とします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、竹松町の農地、地目畑、面積472㎡。併用地として借用予定の宅地を含む全体面積は504㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外

の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土なし、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、西側の道路側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道へ接続するとしてあります。隣接する農地は、北側、東側及び南側にあります。なお、東側及び南側の農地は4月15日付で5条転用許可を受けており、宅地となる予定です。近隣農地への日照等については、緩衝地を1m程度設けるとしてあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局から説明があったとおりですけれども、3月のこの会議において、隣接する農地は、全部、許可になってる所です。

今度、新しく隣の親御さんの農地を借りて、作るということですね。

北側に畑がございますけれども、そこは、もうブロック塀で仕切られたもので、何ら影響を及ぼさないと思っております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

3番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

続いて、4番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番竹松、鬼橋町の農地、地目田、現況畑、面積436㎡。併用地として購入予定の宅地を含む全体面積は460㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地2区画を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.95m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、南西側の市道側溝及び南東側の道路側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、ありません。

資金については、残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局が説明されましたとおりですけど。

ここは、現場は、地目は水田になってるんですけど、長年みかんを作られて、もう果樹園になっております。もちろん、水も入ってきておりませんので、何ら問題ないと。

また、周辺も宅地ばかりでございますので、農地に影響するものではないということであります。

ご審議願います。

○議長

4番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番竹松は、許可相当とします。

続いて、5番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番福重、寿古町の農地、地目畑、面積330㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.30m、土留め工事を行うとしています。雨水排水は、北側の農地に暗渠を新設し、さらに北側の農道側溝へ放流。汚水生活雑排水は、公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北側から西側にあります。近隣農地への日照等については、建物の高さを6.30m程度に加減するとしています。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今月の22日に現地確認をしまして。

今まで、仮住まいということでありましたが、自己住宅を建てるということで。土地も、これは使用借人の父親の土地でございまして。周りは農地がありますけれど、平屋ということで、何ら問題はないかと見て参りました。

ご審議よろしくお願いします。

○議長

5番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番福重は、許可相当とします。

次に、4ページ。第3号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村、向木場町の農地、地目畑、面積2,113㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により山林になっているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

現地写真をご覧ください。現地の状況は、ご覧のとおりとなっています。

○議長

それでは、1 番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○大村地区委員

先ほどの、事務局からのご説明の通りです。

ここは、老人の方が所有しておられたんですけど、3 年位前に亡くなりました。

同じ町内ですので、ずっと前から見てた土地なんですけど。子供さんも一緒に住んでおられなくて、遠くに、もう家を作っておられてるので、手入れがほとんどできてなかったと。それでも、今のような山林化になっております。

今後、回復の見込みもないと思います。

皆様方のご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長

1 番大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番大村は、非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、2 番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番福重、立福寺町の農地、地目畑、合計面積 2, 9 2 4 m²、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により原野になっているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

現地写真をご覧ください。現地の状況は、ご覧のとおりとなっています。

○議長

それでは、2 番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○福重地区委員

先日 2 2 日に所有者の方、立ち会いの下、現地の確認を行いました。

今、タブレットに表示されてます畑。これが、元々道路の拡張計画があった中での遊休農地ということ。

それ以外の、タブレットの、上の写真と下の左側の写真の部分に関しては、全員で非農地認定ということで確認。

1筆は、現況のとおり畑で、非農地の認定はしないということで、見て参りました。皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

今回の、この非農地2番の原野の非農地の申請ですけど。6筆の中の1筆を外しての非農地としての確認はできております。

皆様から、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番福重については、1筆以外を非農地と判断することに、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番福重については、1筆以外を非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、3番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番福重、立福寺町の農地、地目田、面積8,75㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出書によると、現地は自然荒廃により原野になっているとしています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。

現地写真をご覧ください。現地の状況は、ご覧のとおりとなっています。

○議長

それでは、3番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○福重地区委員

同じく22日に、地域の役員全員で見て参りました。

今のタブレットの右側の写真の右側は、もう水路になってまして。登記上の田んぼとなっておりますが、もうほとんど水も来ない、というような所で。もう、木がおおよそ3、4本大きくなっておりました。

現状、これはもう非農地だろうというところで、設定の確認をして参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

3番福重について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番福重は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、5ページ。第4号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。なお、本議案の中で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますが、本議案の円滑な審議のため、引き続き出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、該当する委員の会議への出席を認めます。なお、該当する議案については議長が求める場合を除いて、発言はお控え願います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

本議案は、17件の集積配分計画となります。

時間の都合上、新規配分のみご説明します。

1番鈴田。利用権を設定する農地は、陰平町の農地、面積502㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

4番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、ブロッコリーを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

5番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、トマト・きゅうりを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

6番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、トマトを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

6ページ。

7番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、トマト・きゅうりを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

8番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、きゅうりを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

9番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、トマト・きゅうりを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

10番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、きゅうりを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

11番竹松。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、トマトを計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

13番松原。利用権を設定する農地は、記載のとおりです。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する利用権は記載のとおりです。

本件の6月の促進計画面積は7ページの合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第4号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第4号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は計画のとおり要請することとします。

次に、8ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番竹松、鬼橋町の農地、地目田、面積1,356㎡です。契約者は、記載のとおりです。

以上です。

○議長

それでは、報告第2号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。